

あなたの声をお寄せください



行政相談週間

10月13日～19日

行政相談所

日時 10月16日(水)
午後1時～3時

場所 町民会館B会議室

千葉行政監察事務所
行政相談課

電話で毎日受付中
☎043(24)1100

行政相談週間は、国の行政に対する皆さんからの苦情や意見・要望を受けて、その解決を図る行政相談制度について、皆さんに広く承知、利用していただくために、全国的に行なっているものです。
町では、次のとおり行政相談所を開設し、総務庁長官から委嘱された行政相談員が相談に応じます。

お年寄りと障害者の特例(所得税)



◎お年寄り本人が受けられる特例

① 老年者控除

年齢が65歳以上で、かつ所得金額が100万円以下のお年寄りの場合は、本人の所得税を計算するとき、老年者控除として50万円が所得金額から差し引かれます。

② 公的年金等控除

公的年金や恩給について、これらの収入金額から公的年金等控除額が差し引かれます。(65歳以上の方の控除額は、65歳未満の方の控除額よりも多い額となっています。)

◎お年寄りを扶養している

人が受けられる特例

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。

① 配偶者控除

通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。

② 扶養控除

通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。なお、納税者が父母や祖父母(老親等)と同居しているときの扶養控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。



お年寄りや身体の不自由な方には、いろいろな特例があるんだね。

税のシルバースーツって言うね。

し引かれます。

◎障害者本人が受けられる特例

① 障害者控除

納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円(特別障害者のときは35万円)が所得金額から差し引かれます。

◎障害者を扶養している人が受けられる特例

① 障害者控除

配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者のときは、障害者控除として1人当たり27万円(特別障害者のときは1人当たり35万円)が所得金額から差し引かれます。

◎特別障害者と同居している場合の配偶者控除及び

また、特別障害者とは、障害者のうち心身に重度の障害のある人です。

扶養控除

特別障害者が納税者やその配偶者、納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居しているときは、配偶者控除及び扶養控除として通常の額に30万円を加算した金額が所得金額から差し引かれます。
※障害者とは？
障害者とは、身体障害者手帳や厚生大臣又は都道府県知事から障害者である旨の書類等の交付を受けている人などです。

リサイクルの日

- 期日 11月10日(日)
- 受付時間 午前8時～9時
- 回収品目 空き缶・古新聞・古雑誌・古着・牛乳パック ダンボール
- 回収場所 各集会施設
※小雨は行きます。中止の時は防災無線でお知らせします。



10/13(第2日曜日)はごみの直接搬入日

- 八日市場市ほか三町環境衛生組合では、毎月第2日曜日を開庁し、粗大ごみと一般ごみの直接搬入を受け付けています。
- 受付時間 午前8時30分～12時・午後1時～4時30分
 - 料金 100kg 毎400円
 - 問合せ 八日市場市ほか三町環境衛生組合 ☎273036

みんなで歩こう 秋の野山を

～ウォークラリー参加者募集～

- 日時 11月3日(日) (小雨決行)
- 場所 南条地区
- 募集人員 約400人100組
- 対象者 町内外問わず
- 参加費 小学生以上200円
- 募集期間 10月5日(土)～20日(日)
- 申込み・問合せ 1チーム2人～5人で編成し、申込用紙に記入のうえ参加費を添えて町民会館までお申込み下さい。
- 生涯学習課 ☎1358
- ※申込み用紙は町民会館にあります。